

羽曳野市（平成 19 年 6 月 20 日から）

対象建築物	特定工程	後続工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 確認の申請又は計画の通知部分の床面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超える住宅（一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿）	◆基礎工事（※1） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）については、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）	法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）の基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）
(2) (1) に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が 3 以上のもの又は確認の申請若しくは通知部分の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの	◆建方工事（※3） (1. 木造) 屋根の小屋組みの工事	壁の外装工事又は内装工事
	(2. 鉄骨造) 2 階の床版の取付け工事（平屋建ての建築物については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
	(3. 鉄筋コンクリート造) 2 階の床及びこれを支持するはり（平屋建ての建築物については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）	2 階の床及びこれを支持するはり（平屋建ての建築物については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）
	(4. 鉄骨鉄筋コンクリート造) 2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
	(5. その他の構造) 屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
	(6. (1) から (5) までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造) 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）	左記 (6) に掲げる工事に係る構造に対応する (1) から (5) までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

(※1) 当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事

(※2) 法第 68 条の 10 第 1 項の認定に係る建築物及び法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る建築物を除く

(※3) 当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

適用除外 ・ 法第 85 条の適用を受ける建築物